⑺　次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。

なお、契約後速やかに配置できること。また、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお､「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・一級建築士の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　単体又は特定ＪＶ代表者にあっては、平成22年度以降公告日までに、次の①又は②のうちいずれかを施工した経験を有する者であること。(現場施工期間の１／２以上の期間の経験を有していること。現場施工期間とは契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。)

【単体又は特定ＪＶ代表者】

①　元請として完成・引渡しが完了した工事のうち、建物新設建築工事を施工した経験を有する者であること。

以下、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事および特定ＪＶ代表者以外の構成員において同じ。

②　総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物新設建築工事を施工した経験を有する者であること。

特定ＪＶ代表者以外の構成員にあっては、平成22年度以降公告日までに、以下の工事を施工した経験を有する者であること。

【特定ＪＶ代表者以外の構成員】

①　元請として完成・引渡しが完了した工事のうち、建物新設建築工事を施工した経験を有する者であること。

②　総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物新設建築工事を施工した経験を有する者であること。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　九州防衛局が発注した、上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がない。詳細は入札説明書による。

⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑿　情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・鉄筋コンクリート構造物の耐久性の確保について

・工事関係車両の事故防止並びに工程管理について

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　その他（ワークライフバランス等推進企業の評価）

エ　賃上げの実施に関する評価

オ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴アからエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は43点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため､ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからエをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは､くじへ移行する。くじの実施方法は電子くじとし、詳細は発注者から指示をする。

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎　九州防衛局総務部契約課　ＴＥＬ092―483―8829　ＦＡＸ092―472―2345

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　令和７年12月10日から令和８年２月20日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、９時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

https://www.dfeg.mod.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類：ＰＤＦ、Word

図面類：ＰＤＦ

数量表等：Excel

申請書類：Word

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。